

第28回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年10月21日(火) 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1番 岩崎 金己君	2番 添田 俊之君	3番 新田 徹君	4番 横山 芳明君
5番 永塚 知芳君	6番 足立 仁行君	7番 北中 宏一君	8番 木戸 芳己君
9番 武上 隆雄君	10番 仲佐 久子君	11番 北川 正幸君	12番 新田 里恵君
13番 塩見 秀雄君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	17番 吉村 正君
18番 斎藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席者

農業委員会事務局
事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課
主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第113号 農地法第3条の規定による許可について
日程第 4	報第113号 農地法第5条の規定による届出の受理について
日程第 5	議第114号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
日程第 6	報第114号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
日程第 7	報第115号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
日程第 8	報第116号 農地法施行規則第53条第1項第12号に該当する電気事業者による農地一時転用について
日程第 9	報第117号 非農地判断について
日程第 10	議第115号 安来市農業委員会協力員設置要綱の廃止について
日程第 11	議第116号 安来市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 議事

○午後2時02分 開会

議長：斎藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第28回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：斎藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 8番 木戸委員、9番 武上委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：斎藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日 1 日と決定いたしました。

○日程第 3

議長：齋藤 哲君

日程第 3 議第 113 号 農地法第 3 条の規定による許可について を議題とします。この際、除斥の必要がある 5 番案件 を先に審議します。つきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項 の議事参与の制限により、12 番 新田委員の退席を求めます。

【12 番 新田委員 退席】

議長：齋藤 哲君

5 番案件について、事務局の説明を求める

事務局係長：遠藤 和喜君

議第 113 号についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第 1 条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。4 ページに 5 番案件を掲載していますのでご覧ください。この許可申請は所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

5 番は、耕作の継続による所有権移転で、農地法第 3 条第 2 項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は 300 m 以内、農機具はトラクター 1 台、コンバイン 9 台、田植機 5 台、薬剤散布機 2 台を所有しています。譲受人は農地法第 2 条第 3 項各号に規定する農地所有適格法人で、農地法第 3 条第 2 項第 2 号の要件も満たしています。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求める 5 番の案件について 3 番 新田委員 お願いします。

3 番：新田 徹君

3 番 新田徹が 5 番案件につきまして、申請内容を説明させていただきます。先ほど事務局より説明がございましたように、資料 4 ページの下段に記載してございます。土地としましては ■■ が田んぼ、 ■■ が畑ということで合計 6,062 m² となっております。譲渡人は県外在住、並びに高齢者のため耕作ができず、以前から譲受人に耕作してもらっていました。今回、所有農地を整理することになり、以前から耕作していた譲受人に所有権を移転することとなりました。譲受人は管内の農地を大規模に営農され、また当該農地も今まで譲受人が耕作しておりますので、他に迷惑を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。5番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、5番の案件について、許可することで決定されました。12番 新田委員の除斥を解除します。

【12番 新田委員 着席】

議長：齋藤 哲君

続きまして、1番から4番、6番から11番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第113号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第1条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。3ページから6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、先ほどの5番案件を含め11件で、所有権移転が11件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は田植機2台、トラクター2台、乾燥機4台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。この農地の対価は、■■です。

3番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具はトラクター1台、ハーベスター1台、田植機1台、バインダー1台、管理機1台、ポンプ1台を所有しています。労働力は本人、妻、子、子の妻の4名となります。この農地の対価は、■■です。

4番は、抵当権行使による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約1.5km、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は、本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。

5番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人、母、妻の3名となります。この農地の対価は、■■です。

6番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

8番、9番は互いに隣接し、譲受人は同じ社会福祉法人となっております。8番、9番とも、社会福祉法人による、社会福祉事業に係る業務の運営に必要なための所有権移転で、権利移動の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号ハ及び農地法施行規則第16条に該当します。この法人が農地を譲受けて実施する事業計画は、障がい者就労支援施設として、この農地の隣接地でカフェを営業しており、そこで販売のための花や、食材に利用する野菜などを、通所者とともに栽培する農園として計画しておられます。この農地の対価は、8番が■■、9番が■■です。

10番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、

許可基準を満たしています。通作距離は約300m、農機具は軽トラック1台を所有しています。労働力は本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。

11番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と3番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。1番案件、3番案件の説明をいたします。まず1番案件でございますけども、対象の農地につきましては、譲受人の自宅のすぐ前の方にあるということで、譲受人は自宅の近くに畑として利用したいということで拡大の意向がございました。ちょうど譲渡人との話が整いまして、今回の契約になりました。現状のとおりで畑として利用しますので、周囲に与える影響はないものと考えております。

3番案件でございますけども、譲渡人は県外在住ということで、相続いたしましたけども、なかなか管理ができないということで、これも該当農地の近くの譲受人に話を持って行きまして、良い話になったということで畑として利用したいという案件でございます。これも引き続き畑として利用いたしますので、周囲に与える影響はないと思っております。以上です。

議長：齋藤 哲君

2番、6番、8番、9番の案件について 5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。まず、2番案件からご説明させていただきます。譲受人は15年前より譲渡人より耕作を依頼されて作っております。大型圃場整備に関連いたしまして所有権を移転する運びとなりました。譲受人は、この自治会で一番借り場も大きく水稻を耕作しておりますとして認定農業者になります。15年くらい前から耕作もしております、周りに影響を与えるものではございません。

6番案件につきましてご説明させていただきます。譲渡人、譲受人は隣同士でございます。また、申請地も隣同士であります、譲渡人がこの度、高齢で施設に入ることになりました、跡継ぎもいなくて、隣同士でもありますし、所有権の移転を申し入れたところ、譲受人が合意をするという形になりました。今までも実質的には譲受人が耕作しております、他に影響を与えることはないと思います。

8番と9番につきましては、事務局より詳細に説明がありました。この案件は1年半前より話がありましたが、この周りは大型圃場整備が終わった関係、それから周りの人との調整もありまして、この10月の申請ということになりました。いずれも社会福祉法人の方が入居者を使って耕作する、木とか花とか野菜とか、そういうものを作るものであります。周りは圃場整備をされた田んぼであります、特に迷惑をかけるということはありません。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番、7番、10番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。それではまず4番案件でございますが、譲渡人と譲受人は親戚関係でございまして、以前から譲受人が耕作をしておりましたので、この所有権移転によって周辺農地等への影響はないと考えております。

続きまして7番案件でございますが、この申請地は耕作されていない農地でございまして、譲受人の隣接農地に当たりまして、今回所有権移転をすることになりました。従いまして周辺農地等への影響は全くなく、より環境は良くなると考えております。

続きまして10番案件でございますが、この申請地は耕作されていない農地でございます。この農地にハウスが建っておりまして、ハウスごと所有権移転という形になります。その後は苗作りに使用するということでございます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えております。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

11番の案件について 12番 新田委員 お願いします。

12番：新田 里恵君

12番 新田です。11番案件について説明いたします。譲受人は譲渡人の方から要望があつて、圃場が2筆ございますけども、譲受人の家のすぐ隣にありまして、譲渡人がその土地の管理がなかなかできないということで、草刈り等を今までしております。2筆あります、1枚は水が当たるので水稻として作り、もう1枚の方は水が来ないので自家用野菜を作り畑として使うということでございます。周辺農地に影響を与えるようなことはないので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

13番 塩見 委員。

13番 塩見 秀雄君

13番 塩見です。1件伺いたいと思います。先ほど説明のあった10番の案件ですが、今、農地としては使っていないということで、ハウスが建っていると話がありましたが、ハウスは何棟でしょうか。

14番：渡邊 克実君

わかりません。

13番 塩見 秀雄君

ハウスがおそらくかなり建っていると私は聞いていますので、聞いたところでは12棟くらい建っているかなと聞きました。そのまま使える状態のハウスではないようとして、そこにかなりのお金を投資しないと、これもなかなか大変な事業だうなと思っていますが、こういう格好で受け取られる方がおられるということで、非常に良い話じゃないかなと思っております。以上です。

議長：齋藤 哲君

他にありませんか。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決いたします。1番から4番、6番から11番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から4番、6番から11番の案件について、許可することで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 報第113号 農地法第5条の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第113号についてご説明させていただきます。7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による市街化区域内における届出を受理しましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用の目的は、系統用蓄電池の設置です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 1番 岩崎委員 お願いします。

1番：岩崎 金己君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第114号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第114号についてご説明いたします。10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので審議を求めるものです。計画については、13ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権18件、面積2万3千864m²、使用賃借権29件、面積3万421m²、利用権設定1件、面積6千931m²、全体で48件、総面積が6万1千216m²となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第114号についてご説明いたします。詳細は14ページから19ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は18ページまでが利用権設定、19ページが利用権の移転となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件については「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第114号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第114号についてご説明いたします。20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による届出を受理しましたので報告するものです。21ページに届出内容を載せておりますのでご覧ください。今月の届出については、2件で、相続が2件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第115号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第115号についてご説明いたします。22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。23ページに案件を掲載しておりますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第116号 農地法施行規則第53条第1項第12号に該当する電気事業者による農地一時転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第116号についてご説明いたします。24ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条第1項第12号に該当する電気事業者の農地一時転用の届出がありましたので報告するものです。25ページをご覧ください。件数は1件です。

1番は、中国電力ネットワークが行うもので、国、県、市が施工する公共事業によるものと同様に法令

に定める電気事業者が行う転用は許可不要となっております。事業名等は転用理由の欄に記載しておりますのでご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第117号 非農地判断について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第117号についてご説明いたします。26ページをご覧ください。のことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。27ページから31ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、228筆を抽出し、令和7年10月7日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地252筆、面積11万5千39m²をこのたび非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

13番 塩見 秀雄君

ちょっと確認良いですか。

議長：齋藤 哲君

13番 塩見委員。

13番 塩見 秀雄君

13番 塩見です。非農地判断のページがありますが、その中に地区のところが書いてあるけども、赤屋と井尻のところが私の見る限り混乱しているような感じがしますけども、この地区とは場所を示すのか、農地の場所を示すなら案外赤屋地区のところに井尻の農地があるという解釈もできるけども、そこがどんなもんですかね。地区がずっと安来からあって井尻のところに来ますけども、井尻が167で終わっておりますが、次168からが赤屋になってますけども、これは赤屋地区なのか、ここはまだ井尻なのか。単なるミスでしょうか。

事務局係長：遠藤 和喜君

事務局の誤りでございますので、修正させていただきます。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 議第115号 安来市農業委員会協力員設置要綱の廃止について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第115号についてご説明いたします。32ページをご覧ください。のことについて、別紙のとお

り安来市農業委員会協力員設置要綱の廃止について審議を求めるものです。33ページをご覧ください。この安来市農業委員会協力員設置要綱に定める農業委員会協力員につきましては、法定外の安来市独自の制度であり、集落内における農地に関する情報提供や農業委員選挙に係る取りまとめなどの業務を行ってきておりましたが、農業委員会等に関する法律の改正により農業委員の公選制が廃止されたこと、新たに農地利用最適化推進委員の委嘱が法定化されたことなどにより、活動範囲の縮小が進んでいました。農業委員会として、協力員の活動実態及びその必要性を把握するため、農業委員、農地利用最適化推進委員等に対して意向調査を行ったところ、ほぼ全ての地区から協力員は不要との回答が得られました。このため、現在委嘱中である協力員の任期が満了する令和7年度末で制度を廃止するものです。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので、採決いたします。本件について、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、安来市農業委員会協力員設置要綱について、廃止することで決定されました。

○日程第11

議長：齋藤 哲君

日程第11 議第116号 安来市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について を議題とします。
17番 吉村委員 お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。この件につきましては、先般の研修会でも少しほれられたところではございますが、今年度、他県において農業委員会の不祥事が続けて発生したことを見て、全国農業会議所より、法令遵守、綱紀保持の取り組みを実施するよう、各農業委員会に求められております。つきましては、安来市農業委員会として、法令遵守の申し合わせを決議したいと思います。それでは、決議文を読み上げます。35ページでございます。

安来市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和7年10月21日安来市農業委員会。

議長：齋藤 哲君

決議文の読み上げが終わりました。本件について、質問のある方は発言をお願いします。

6番 足立 仁行君

はい。

議長：齋藤 哲君

6番 足立委員。

6番 足立 仁行君

6番 足立です。推進委員さんの徹底というのは何か場を持たれますか。農業委員は今日分かりましたけど、推進委員も同じ立場でおられると思いますけども、それはされる予定ですか。私共はこういうことがあるということで、誰もだと思いますが地区委員会の時で示し合わせてはおりますけども、正式にこういう場になったときにどういう形になるかということをちょっとお聞きしたいと思います。

事務局長：光嶋 宏政君

申し合わせ決議につきましては、総会で決議をするということで、総会が農業委員会の意思決定の場でありますので、決議したことで農業委員会として効力を持ったということで、後は皆さんの地区の話し合いとか推進委員さんと会ったときに、これが決議されたので法令遵守をお願いしますねというような話をさせていただければと思っております。

6番 足立 仁行君

分かりました。ありがとうございます。

議長：齋藤 哲君

他にありませんか。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので、採決いたします。本件について、決議することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、法令遵守の申し合わせは決議されました。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第28回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時49分 閉会